フロン排出抑制法事業者登録手続き案内
【 第一種フロン類充塡回収業者】

業務用冷凍冷蔵空調機器が廃棄等される場合に機器からフロン類の回収を行う者、及び業務用冷凍冷蔵空調機の整備の際にフロン類の充塡又は回収を行う者は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「法」という。）の規定により、都道府県知事の登録を受けなければなりません。

○　第一種フロン類充塡回収業者の登録を必要とする者
- 業務用冷凍冷蔵空調機器を整備又は廃棄等が行われる際、冷媒として充塡されているフロン類の回収を行う者
- 業務用冷凍冷蔵空調機器を整備する際、冷媒としてフロン類の充塡又は回収を行う者
  ※　業務用冷凍冷蔵空調機器を廃棄又は整備等する際、自らそのフロン類の充塡又は回収を行う場合にも登録が必要です。

○　第一種フロン類充塡回収業者の登録先
- 充塡又は回収業務を行う区域を管轄する都道府県（広域で充塡又は回収を行う場合は、複数県の登録が必要）
  ※　例えば、埼玉県の第一種フロン類充塡回収業者が、埼玉県以外に神奈川県でも充塡又は回収を行う場合には、埼玉県と神奈川県の両方に登録が必要です。

1　登録申請書提出先

申請書類は、法人の場合は本店所在地を所管する、個人の場合は申請者の住所の所在地を所管する、次の県機関へ**<u>直接持参（郵送不可）</u>**のうえ提出してください。

提出先の県機関名	所在地	電話番号	所　管　区　域
神奈川県環境農政局環境部 大気水質課(大気環境グループ)	〒231-8588 横浜市中区日本大通１	045-210-4111	横浜市、川崎市 神奈川県外
横須賀三浦地域県政総合センター 環境部　環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、 葉山町
県央地域県政総合センター 環境部　環境保全課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1	046-224-1111	相模原市、厚木市、大和市、座間市、 海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター 環境部　環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター　※ 環境部　環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1	0465-32-8000	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

※　平成 24 年４月１日に、旧足柄上地域県政総合センターと旧西湘地域県政総合センターが再編され、県西地域県政総合センターとなりました。

2 登録申請手続

次に掲げる書類を作成し、正本１部を「１ 登録申請書提出先」へ提出してください。

種　類	内　　　　　容
申請書	**第一種フロン類充填回収業者登録申請書**（様式第１）
添付文書（①～⑥全て提出してください）	**①　申請者を確認できる書類**（いずれか該当するもの） ・個人の場合は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）による本人確認情報を利用するため、提出の必要はありません。ただし、住基ネットによる本人確認情報の利用ができない場合や住基ネットの利用を望まない場合は、住民票の写しの原本（発行日から３ヶ月以内）を提出してください。 ※住基ネットによる本人確認は、一定の時間を要します。 ・法人の場合は、発行日から３ヵ月以内の現在事項証明書又は履歴事項証明書の原本
	② フロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類 ・所有権を有する場合＝販売証明書、納品書、領収書又は購入契約書いずれかの写し ・所有権を有しない場合＝貸借契約書､共同使用規定書、管理要領書いずれかの写し
	③ フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 ・申請書に記載されたフロン類回収設備の種類及び回収能力を示す、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し（該当のページのみ）
	④ 誓約書（申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを証明する書類。県様式第２） ・申請者等が法第２９条第１項各号に該当しない者であることの誓約書
	⑤ 回収の登録を行う場合：フロン類の回収に係る者の資格に関する書類（次のいずれかの資格に関する書面の写し） ・冷媒回収推進・技術センター（ＲＲＣ）が認定した冷媒回収技術者 ・冷媒フロン類取扱技術者（(一社)日本空調設備工業連合会、(一財)日本冷媒・環境保全機構） ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）（高圧ガス保安協会）（旧：作業主任者（冷凍機械）） ・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）　・技術士（機械部門（冷暖房、冷凍機械） ・自動車電気装置整備士（平成20年３月以降の資格取得者、又は平成20年３月以前の資格取得者で、各県電装品整備商工組合主催のフロン回収講習会を受講した者） ・航空整備士
	⑥ 充填の登録を行う場合：フロン類の充填に係る者の資格等に関する書類（次のいずれかの資格等に関する書面の写し。ただし、実務経験証明書は原本） ・冷媒フロン類取扱技術者（(一社)日本空調設備工業連合会、(一財)日本冷媒・環境保全機構） ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）（高圧ガス保安協会）（旧：作業主任者（冷凍機器）） ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者（※資格証の写しと実務経験証明書（県様式第３）） ・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会） ・高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会） ・自動車電気装置整備士（平成20年３月以降の資格取得者、又は平成20年３月以前の資格取得者で、各県電装品整備商工組合主催のフロン回収講習会を受講した者） ・日常的に冷凍空調機器の整備や点検に３年以上携わってきた技術者（実務経験証明書（県様式第３））

※　法人の押印は、法務局に登録している会社実印を押印ください。また、印影の確認のために印鑑証明書の提出を求めることがあります。

※　個人で住民票を提出する場合、住民票記載事項は申請者本人のもののみとしてください。

○　申請手数料は、神奈川県収入証紙4，000円をご用意ください。
　窓口で書類の確認後に貼付していただきますので、貼らずにお持ちください。（収入証紙は行政機関のある庁舎内等で購入できます。）

3　登録の更新

第一種フロン類充填回収業者の登録有効期間は、５年間と定められています。引き続き、第一種フロン類充填回収業を行おうとする場合には、５年ごとにその更新を受けなければなりません。

・　登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。
・　更新申請は、有効期限満了日の３ヵ月前から申請することができます。
・　更新の申請書や必要な添付書類は、新規登録の場合と同様です。省略は一切できません。
・　更新申請手数料は、新規登録と同額の４，０００円です。

4　登録の変更届出

登録内容に変更事項が生じた場合、次に掲げる書類を**変更後30日以内**に、登録申請先（「１　登録申請書提出先」参照）へ提出してください（変更届出のみ郵送可）。手数料は必要ありません。
なお、添付書類の詳細については「２　登録申請手続」を参照してください。

種　類	内　　　容
届出書	**〔①④共通〕第一種フロン類充填回収業者変更届出書**（様式第２）
添付書類	**①　氏名、名称、住所（本店所在地）及び法人代表者氏名の変更の場合** **申請者を確認できる書類（いずれか該当するもの）** ・個人の場合は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）による本人確認情報を利用するため、提出の必要はありません。ただし、住基ネットによる本人確認情報の利用ができない場合や住基ネットの利用を望まない場合は、住民票の写しの原本（発行日から３ヵ月以内）を提出してください。 ※住基ネットによる本人確認は、一定の時間を要します。 ・法人の場合は、発行日から３ヵ月以内の履歴事項証明書の原本 ・誓約書（県様式第２）（氏名、名称又は法人代表者氏名の変更の場合）
	②　事業所名称及び所在地の変更の場合 **変更の事実が分かる書類** ・新事業所が掲載された名刺の写し、事業所名称変更案内の写し、移転案内の写し等
	③　事業所の追加登録の場合（事業所の廃止の場合は、添付書類不要） **追加する事業所ごとに、** ・第一種フロン類充填回収業者登録申請書（様式第１（第８条関係））（「事業所の名称及び所在地」以降の欄に記入したもの） ・申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類 ・フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 ・充填する場合：フロン類の充填に係る者の資格等に関する書類「２　登録申請手続」参照） ・回収する場合：フロン類の回収に係る者の資格に関する書類（「２　登録申請手続」参照）
	④　業務の対象とする第一種特定製品の種類並びに充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類、又は回収設備の種類の変更の場合 ・申請者がフロン類回収設備の所有権等を有することを示す書類 ・フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類

○　個人事業者が法人となった場合は、個人事業者登録の廃業届を提出した上で、法人事業者として新規登録を行う必要があります。
○　吸収合併により、既存の第一種フロン類充填回収業者が消滅し、新規に充填回収業を行う（法事業者登録を受けていない）事業者に吸収される場合は、消滅した第一種フロン類充填回収業者の廃業届を提出した上で、吸収した事業者が新規登録を行う必要があります。

※　法人の押印は、法務局に登録している会社実印を押印ください。また、印影の確認のために印鑑証明書の提出を求めることがあります。

※　個人で住民票を提出する場合、住民票記載事項は申請者本人のもののみとしてください。

5　廃業等の届出

登録を受けた者が次の事項に該当した場合、該当するに至った日から 30 日以内に第一種フロン類充塡回収業者廃業届出が必要となります。（（　）内は届出をする者）

また、あわせて廃止した日までの充塡量・回収量についての報告を行う必要があります。

・　個人の事業主が死亡した場合（その相続人）

・　法人が合併により消滅した場合（その法人を代表する役員であった者）

・　法人が破産により解散した場合（その破産管財人）

・　法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合（その清算人）

・　神奈川県内で第一種フロン類回収業を廃止した場合（個人又は法人を代表する役員）

・　個人の事業者が法人となった場合（登録を受けた者））

　＊　法人としての新規の登録が必要になります。

・　吸収合併により、既存の第一種フロン類充塡回収業者が消滅し、新規に充塡回収業を行う事業者に吸収される場合(既存の充塡回収業登録を行っていた法人を代表する役員であった者)

　＊　吸収した事業者が、新規登録を行う必要があります。

○　廃業届出書に必要事項を記載し、充塡量・回収量報告書とともに登録申請した「1　登録申請書提出先」へ提出してください。

6　その他事業者の第一種フロン類充塡回収業者の責務等

(1)充塡基準、回収基準の遵守

第一種フロン類の充塡回収業者は、充塡又は回収を行うに当たってはそれぞれ回収基準、充塡基準を遵守して行う必要があります。

充塡基準は、充塡に先立つ確認（充塡前確認）、充塡前確認の方法や結果等の管理者への通知のほか、フロン類の性状やフロン類に充塡方法について十分な知見を有する者による充塡又は立会いなどを行う必要があります。なお、当該知見を有する者とは、「2　登録申請手続」における添付書類⑥に列挙された資格等のうち、冷媒フロン類取扱技術者以外は、資格等のほか、充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習の受講が求められています。

回収基準は、機器の冷媒回収口における圧力を一定値以下になるよう吸引することのほか、フロン類の性状及び回収のフロン類の回収方法について十分な知見を有する者による回収又は立会いが規定されています。

(2)整備の際の充塡・回収証明書の交付、廃棄等及び整備の際の再生・破壊証明書の回付

第一種フロン類充塡回収業者は、機器の整備に当たり充塡・回収行為の都度、定められた事項を記載した、充塡・回収証明書を機器の管理者に交付する必要があります。充塡証明書には次の事項が記載されている必要があります。(回収証明書の記載事項は、充塡を回収と読み替えます。また、回収証明書は、⑧は記載事項に含みません。)

○　充塡証明書の事項

①　発注した機器の管理者の氏名又は名称、住所

②　フロン類を充塡した機器の所在（具体的な店舗の住所等、設置場所が特定できる情報）

③　フロン類を充塡した機器を特定するための情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）

④　充塡した充塡回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

⑤　充塡証明書の交付年月日

⑥　フロン類を充塡した年月日
⑦　充塡したフロン類の種類ごとの量（フロン類の種類は冷媒番号区分となります。）
⑧　機器の設置の際に充塡した場合かそれ以外の整備の際に充塡した場合かの別

○　交付方法
・　証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、書面で交付する。
・　機器にフロン類を充塡した日から 30 日以内に交付する。

また、機器の廃棄等及び整備の際、回収したフロン類は、原則として第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引渡す必要があり、再生・破壊業者から交付された再生・破壊証明書を遅滞なく管理者等に回付する必要があります。

（3）　第一種フロン類充塡回収業者の充塡量･回収量等の記録、報告

第一種フロン類充塡回収業者は、充塡量・回収量等の記録の作成・保存及び充塡量・回収量等に関する知事への報告が必要となります。

①　充塡量・回収量等の記録の作成・保存

○　記録する内容は、フロン類の種類ごとに次のとおりです。
・　充塡を行ったときごとに、充塡の年月日、整備発注管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所、設置の際の充塡又はそれ以外の整備の際の充塡の別ごとに、製品の種類及び台数、充塡したフロン類の種類ごとの量
・　回収を行ったときごとに、整備又は廃棄等の別、回収の年月日、整備発注管理者及び整備者又は廃棄等実施者及び引渡受託者の氏名又は名称及び住所、製品の種類及び台数、回収したフロン類の種類ごとの量
・　法第 50 条第 1 項ただし書の規定による再生業を行う場合、再生した年月日、再生したフロン類の種類ごとの量、当該再生フロン類を充塡した年月日、当該充塡の整備発注管理者の氏名又は名称及び住所、再生したフロン類の充塡量
・　第一種フロン類再生業者に引き渡したときごとに、引き渡した年月日、第一種フロン類再生業者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の種類ごとの量
・　フロン類破壊業者に引き渡したときごとに、引き渡した年月日、破壊業者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の種類ごとの量
・　引き渡し先の例外として都道府県知事が認めた者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡したフロン類の種類ごとの量
・　再生業の許可を申請しようとする者に再生の実験のために引き渡した場合は、引渡し年月日、返却年月日、引き渡した者の氏名又は名称及び住所、フロン類の種類ごとの量

○　記録方法は、次のとおりです。
・　記録は、帳簿を備え、５年間保存することが必要です。
・　帳簿の代わりに電子媒体で作成・保存ができます。また、帳簿の代わりに伝票を活用することができます。

②　充塡量・回収量等に関する報告

第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書（様式第３）

○　第一種フロン類充塡回収業者は、神奈川県内における充塡回収業務について、上記フロン類充塡量・回収量等に関する報告書により、当該年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）分について年度終了後 45 日以内（５月 15 日まで）に、登録申請した行政機関あて提出してください。
充塡量又は回収量等の実績が無い場合にもその旨報告する必要があります。

※　なお、充填量・回収量報告については電子申請・届出による報告ができます。電子申請・届出により報告を行う場合は「電子申請・届出システム」より、利用者登録を行った上で報告をすることができますのでご利用ください。（４月１日～５月 15 日の期間のみ電子申請・届出メニューに表示されます。URL：https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/navi/govTop.do?govCode=14000）

（4）　行程管理制度

業務用冷凍冷蔵空調機器の廃棄等をする際､廃棄等実施者が自ら又は他の者に委託して充填回収業者にフロン類を引き渡す場合、必要な事項を記載した書面を交付しなければなりません。また、フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者は引取証明書を廃棄等実施者に交付することが必要となります。

○　廃棄等実施者（業務用冷凍冷凍空調機器の所有者）

・フロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すとき
　第一種フロン類充填回収業者に必要事項を記載した回収依頼書を交付するとともに、写しを保存（３年間）

・フロン類の引渡を他の者に委託するとき
　委託先に、必要事項を記載した委託確認書を交付するとともに、写しを保存（３年間）

○　引渡受託者（廃棄等実施者からフロン類の引き渡しの委託を受けた者）

・フロン類を充填回収業者に引き渡すとき
　委託確認書を第一種フロン充填回収業者に引き渡すとともに、写しを保存（３年間）

・他の者に再委託するとき
　廃棄等実施者からの委託を受けた者（再委託を受けた者から順次再委託を受けた者を含む）が他の者に再委託する場合には、委託する者は委託確認書に必要事項を記載し、引渡受託者に回付する。その際には、廃棄等実施者の承諾を得なければならない。

○　第一種フロン類充填回収業者

・回収依頼書又は委託確認書の交付を受けたとき
　速やかにフロン類の回収を行い、引取証明書を廃棄等実施者及び引渡受託者（委託確認書の場合）に交付するとともに、写しを保存（３年間）

廃棄等実施者は、回収依頼書の交付をした日から 30 日以内（建設解体工事では 90 日以内）に引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ回収依頼書の写しを添付して報告する必要があります。

●　一般社財団法人日本冷媒・環境保全機構により、行程管理票が作成・発行されています。

・一般財団法人　日本冷媒・環境保全機構
　〒105-0011　東京都港区芝公園 3-5-8　機械振興会館 406-2
　電話　03-5733-5311　　　FAX　03-5733-5312
　URL　http://www.jreco.or.jp/

○神奈川県内の行程管理票入手先

販売場所	住所	電話
県庁本庁舎証紙販売コーナー	横浜市中区日本大通１	０４５−２１０−１１１１
かながわ県民センター４階 建設業課内	横浜市神奈川区鶴屋町2−24−2	０４５−３１２−１１２１
かながわ県民センター１階売店	横浜市神奈川区鶴屋町2−24−2	０４５−２９０−４５３０